**平成２２年（フ）第２７３２号**
福岡市東区和白丘１丁目６番１―208号
債務者　末光　幸郎
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第２７３３号**
福岡市博多区諸岡６丁目29番20―101号
債務者　皆良田敏文
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第２７４１号**
福岡市博多区麦野４丁目41番20号
債務者　馬場　和彦
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第２７４９号**
福岡市東区舞松原４丁目５番941号
債務者　入江　雅俊
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第２７５０号**
福岡県古賀市薬王寺1850番地25
債務者　久門　美弥
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第２７５２号**
福岡県春日市下白水南６丁目69番地
債務者　山口　　孝
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第２７５７号**
福岡市中央区小笹２丁目10番25―501号
債務者　合谷　由美
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第２７６９号**
福岡県糸島市香力76番地６
債務者　木下　　薫（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第２７８２号**
福岡市東区松田３丁目20番27―305号
債務者　早川裕見子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第２７８３号**
福岡市博多区比恵町２番１号
債務者　宮本美智子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第２８１９号**
福岡市南区向新町２丁目29番１―303号
債務者　大谷　昌良
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第２８２０号**
福岡市東区若宮３丁目１番37号
債務者　入江　君代
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第２８３０号**
福岡県宗像市日の里５丁目３番地１　45棟302号
債務者　池永　勇二
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第２８３４号**
福岡市中央区薬院４丁目１番27―1803号
債務者　寺田　桐子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第２８４５号**
福岡市博多区竹下４丁目10番３―205号
債務者　谷川　勝郎
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第２８５０号**
福岡県糟屋郡志免町片峰１丁目７番２号ルート浦園ⅥＢ棟102号
債務者　白井　妙子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第２８５２号**
福岡県大野城市上大利２丁目８番14―101号大利ハイツ
債務者　西田　惠子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第２８７９号**
福岡市東区下原４丁目７番31―102号
債務者　積田　雅勝
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部